

第24号様式(第13条関係)

※ 手数料欄	<p>開発許可地位承継承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 戸田市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電 話</p> <p>都市計画法第45条の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
開発許可を 受けた者	住 氏	所 名	
開発許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
開発許可に含まれる 地域の名称			
承 継 の 原 因			
権 原 取 得 年 月 日	年 月 日		
※	第 号		
<p>上記のことについて〔承認します。〕 〔承認しません。〕</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">戸田市長 印</p>			
<p>(注) 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、戸田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において戸田市を代表する者は、戸田市長です。 ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>			